

第Ⅲ期ホームレスの自立支援等に関する推進計画策定委員会 第3回会議概要

日時： 平成26年8月4日（月）午後2時から午後4時

会場： 新宿区役所本庁舎 5階大会議室

1 開 会

定足数を確認し、会議の成立を報告した。（出席委員8名）

2 議 事

（1）委員長・副委員長選任

委員の互選により、委員長に岡部委員、副委員長に鈴木委員が選任された。

（2）新宿区第Ⅲ期ホームレスの自立支援等に関する推進計画の策定状況について

委員長から、今年度の作業内容について、以下の提起があった。

本日の会議では素案の検討を行う予定であったが、生活困窮者自立支援法の施行に向けて、国の基本方針や東京都の実施計画の再改訂が予定されているため、素案の第1章及び第4章、第5章について大幅な変更が見込まれることとなった。

そのため、今年度の作業は素案の第Ⅱ章、第Ⅲ章に沿って、「第Ⅱ期ホームレスの自立支援等に関する推進計画」（以下、「第Ⅱ期推進計画」という。）でのホームレス状況と事業の進捗状況について整理、確認することとし、国や東京都の動向が明らかになり次第、策定作業に取り掛かれるよう準備したい。

続いて、素案の第Ⅱ章、第Ⅲ章を検討した。次のような説明や意見があり、今年度の作業として第Ⅱ章、第Ⅲ章を内容確認したことについて、委員長が総括した。

第Ⅱ章「ホームレスの現状」前半（1 ホームレス数・2 ホームレスの生活実態）

- ・全国的にホームレス数は減少しており、新宿区では平成16年8月を頂点に約10年間で1,000人弱減少している。
- ・新宿区のホームレスの滞留場所は、地下街等が多いため、道路の占める比率が高い。
- ・国の全国生活実態調査では、ホームレスが高齢化・長期化・再路上化が確認され、就労自立する意欲が低く「今のままでいい」というホームレスの割合が増加している。

〈委員意見〉

*都市雑業で生計が成り立っている現状が路上生活を固定化させており、次のステップが見えなければ「今のままでいい」という回答につながってくる。ホームレスへの個々の相談の中で具体的なものを示していくと「今のままでいい」という人は少なくなる。

第Ⅱ章「ホームレスの現状」後半（3 新宿区の相談状況・4 路上対策施設利用者の状況）

- ・福祉事務所及び拠点相談所「とまりぎ」とも相談件数は減少傾向にある。
- ・「とまりぎ」では、専門相談や巡回相談、病院・ハローワーク等への同行も実施しており、路上生活から脱却するうえで重要な役割を果たしている。
- ・路上対策施設利用者の概況では、推移として、若年化の進展や路上生活を体験したことのない、または、路上生活期間の短い利用者の増加がデータから読み取れる。

〈委員意見〉

*「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」は、かなり広義のホームレスを視

野に入れて対応したといえるが、ステップアップできた人と再度、路上生活する人とに分かれる。施設と路上を行ったり来たりするのは、要因は不明であるが、中年層に多い。

*施設の現場では、若年層の利用者や路上生活期間の短い利用者が増加しており、リピーターも多い。さらに、若年層の支援が難しいという実感がある。社会的経験が乏しく、コミュニケーションが取れない人やちょっとしたことで挫折したりする人が多いようだ。若年層には、もう少し手前での就労準備、職業準備といったアプローチが必要である。

*ホームレス数は減少しているが、年齢層ごとの問題に対応した施策が必要だと思う。

第Ⅲ章「これまでのホームレス問題への取り組みと課題」

- ・都区共同の取り組みとしては、新型自立支援センターへの移行が完了した。巡回相談や訪問相談（アフターフォロー訪問）でも効果を上げている。
- ・新宿区の取り組みとしては、「第Ⅱ期推進計画」の「8つの柱」に沿って、事業を着実に推進している。
- ・相談件数は漸減しているが、応急援護事業の利用から次のステップにつなげていけないことや借上げ民間宿泊所の利用期間が自立支援センター入所待機等で長期化していること等の課題がある。

〈委員意見〉

*住民登録をどのように進めるのかという意見に対して、先に住民票を作るのではなく、個々の相談の中で改めて前住所地をたどっていき、家族からシャットアウトされている状況が判明した段階から福祉事務所に相談するという意見があった。

〔委員長から〕

今年度の作業として、これまでの振り返りとなる第Ⅱ章、第Ⅲ章の内容を確認した。来年、素案を策定する際は、今回の内容にその最新データを盛り込むこととする。

(3) 今後のスケジュールについて

生活福祉課長が「平成27年度は策定委員会を2回開催して11月頃を目途に区長への報告をまとめていただき、12月頃に計画の決定・施行を見込んでいる。」と説明した。

〔委員長から〕

来年度、計画を策定するうえで「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」と「生活困窮者自立支援法」、「生活保護法」の関係がどうなるのか、国の基本方針にどのような事項が書き込まれるのか注視する必要がある。

また、東京オリンピックの計画がホームレス施策に今後どのように影響してくるのかについても、どの程度、検討材料に入れるのか判断が必要になると思う。

(4) その他

委員長・副委員長の選任を受けて、委員名簿を改めて配付した。

3 閉会（午後3時40分）